

瀬戸市議会告示第 1 号

瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年瀬戸市議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

瀬戸市議会議長 高 島 淳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人識別符号) 第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)から(4)まで <省略> (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 1 9 条の 4 第 1 項第 4 号の在留カードの番号 (6)から(15)まで <省略> (16) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 2 0 1 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等 (17) <省略>	(個人識別符号) 第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)から(4)まで <省略> (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 1 9 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号 (6)から(15)まで <省略> (16) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 2 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号 (17) <省略>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。